

2 0 2 3 年度②

小 論 文

(全 18 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

小論文②

課題文を読んで、以下の設問Ⅰ・Ⅱに解答しなさい。

「言論の自由市場」(marketplace of ideas)という言葉がある。最適な資源配分は自由競争市場で行われるという経済学的考えに基づいて、言論も国などによる規制のない自由な状態が真理の追究と普及には最適であるとする考えだ。

この思想の系譜は一八世紀のイギリスの詩人、ジョン・ミルトン(1608－74)や、政治哲学者ジョン・スチュアート・ミル(1806－73)の『自由論』にまで遡る。一般には表現の自由の制限に反対する立場で使われている。

では、歴史修正主義やホロコースト否定論も言論の自由市場に任せておけば、自然に淘汰されるのだろうか。

他方で、「悪貨は良貨を駆逐する」という言葉がある。質の異なる貨幣が市場に出回ると良貨は姿を消し、悪貨だけが流通するようになるという。

歴史修正主義は、質は悪いが、歴史に関する言説であるには違いない。これを公共空間に放置しておいたらどうなるだろうか。長年の真摯な研究の成果によって形成された歴史像は、国民感情やナショナリズムを鼓舞する偏った歴史記述に取って代わられてしまう危険はないだろうか。

現在、ヨーロッパを中心に、ホロコースト否定論などの悪質な歴史修正主義を法で規制している国は少なくない。歴史言説を法律で規制するという発想は、日本人にあまりなじみがないが、こうした規制はどのような背景から生まれてきたのだろうか。

法が否定してはならない歴史を定めることは、国家が「公的な歴史」を決めることでもある。国が「正しい歴史」を示すことは、体制にとって都合の悪い事実の隠蔽や、自国中心主義を煽るような歴史観の押し付けにつながらないだろうか。それは、国家権力による言論統制の危険を生まないだろうか。代表者を選び、これに人々の意思を委任する民主主義は、こうした制限の設定に同意すると同時に、これにより最初に傷つけられることにならないだろうか。

この章では、ヨーロッパで歴史修正主義の法規制がいかなる背景から生まれ、どのように実践されているのか、ドイツとフランスを中心に見ていく。

まず、どのような歴史の否定が禁止されるのだろうか。それは多くの場合、多数の犠牲者を出し、大規模な人権侵害が起きた事例である。そのような出来事が起こった事

実を否定することが、犯罪人の処罰を阻害するだけでなく、犠牲者を傷つけ、死者を冒瀆し、それゆえに新たな憎悪と対立の種を撒くと考えられるからである。その意味では、当事者がまだ存在し、歴史の爪痕がいまだ可視的である現代史の否定が主に禁止の対象となる。古代や中世に起こった出来事の否定が禁止されることはまずない。

具体的に、否定の禁止対象とされている歴史は二つある。

一つが、ホロコーストであり、もう一つがホロコースト以外のジェノサイドである。ジェノサイドとは特定の民族や人種、宗教集団の全部または一部を破壊する行為である。ホロコーストはジェノサイドの一つとすることができる。ただし、禁止が法制化された時期を見ると、ホロコースト否定の禁止が先であり、その後にジェノサイド否定の禁止へと対象が拡大されている。

現在、ヨーロッパの約半数の国が、ホロコーストやジェノサイドの否定を法で禁じている。ヨーロッパ外ではイスラエルのような多くの犠牲者がいる国も否定を禁じている。

ただし、具体的にどのような事例の否定が対象とされているかは、国により異なる。たとえば法で明示的に「ホロコーストの否定」を禁じる国もあれば、第二次世界大戦中に「ナチによりなされた犯罪の否定」を禁止する国もある。後者の場合、ユダヤ人に対する犯罪に限定されず、占領国の住民の虐殺なども含まれる。またフランスのように、ナチ戦犯を裁くためのルールを定めたニュルンベルク憲章（1945年）で定義された、「人道に対する罪の否定」を禁じる国もある。次章で見るが、共産主義体制下での犯罪の否定を禁じる国も増えている。

では、こうした否定禁止法はいったい「誰を」、また「何を」守ろうとしているのだろうか。特定の行為を法規制することによって保護し、実現しようとしている利益のことを「保護法益」と呼ぶが、歴史の否定禁止の保護法益はどこにあるのだろうか。

法規制の目的を、「歴史の真実」を守るためと言う人がいる。実際にメディアではそうした言葉が使われている。しかし序章で見たように、一般に私たちが歴史と呼んでいるものは、実際には歴史認識のことであり、「歴史の真実」ではない。ましてや「歴史の真実」は法的に定義できない。定義できないものを守るような法を整備することは、なおさらだ。さらに史実を認めない人間の偏狭さを犯罪化するなど不可能である。このため、否定禁止の真の目的は、「歴史の真実」の保護とは言えないだろう。

「真実」といった抽象的なものではなく、より具体的なレベルで考えるとどうだろうか。ホロコースト否定論や歴史修正主義は、その出来事を経験した当人を確実に傷

つける。自分が味わった苦痛や絶望をでっち上げと言われ、なかったものとされて怒りを感じない人はいない。また、その人が負った苦しみを間近で見て、ともに苦しんできた家族も、否定によって同様に傷つけられる。死者は、死そのものを否定される。彼らは二度殺されるとも言える。つまり、歴史の否定はまず歴史の当事者に対する攻撃である。

加えてこうした行為は、多くの場合、特定の民族・人種・宗教集団に属すマイノリティに対して向けられる。たとえばホロコースト否定論は、ツンデルやアーヴィングの例が示したように、明らかにユダヤ人に対する反感が根本にある。表向きには歴史を問題としているようでも、実際には反ユダヤ主義の表現に過ぎない。アルメニア人虐殺の否定についても同じことが言える。また慰安婦の体験の否定も、朝鮮人に対する蔑視と女性蔑視が混在しているのは言うまでもないだろう。

つまり、歴史の否定は、人種偏見や民族差別、特定集団への敵意を煽る行為を伴う。したがってこれは、特定の集団に対するヘイトスピーチの一形態であると言える。

言うまでもなく、第二次世界大戦後の国際社会は、人種や民族に対する差別を許さない姿勢を示してきた。国連は1965年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）を採択した。人種や民族、宗教集団に対するヘイトクライム（憎悪犯罪）やヘイトスピーチに対しては、現在ほとんどの欧米諸国が何かしらの形で規制を行っている。

表現の自由を重視するため、言論の規制に対して消極的なアメリカでさえ、表現に暴力を誘発する明白で差し迫った危険がある場合は、規制の対象とする。日本でも「ヘイトスピーチ解消法」が2016年に施行され、自治体による独自の規制が始まっている。

つまり歴史の否定は、個人や集団の尊厳を傷つけ、公共の平穏を乱し、暴力を誘発するヘイトスピーチであるという理解から、法規制の対象とされてきたのだ。

しかし、歴史修正主義は本当にヘイトスピーチなのか。この点については、法学者の見解は必ずしも一致していない。歴史修正主義は、質は悪いが、歴史に関する一つの言説ではある。特定の言説を禁止するのは、表現の自由の侵害になると考える人もいる。

表現の自由は民主主義的な社会の基礎である。表現の自由を侵害する危険を冒してまで、歴史に関する言説を禁止するには値しないという主張もある。規制反対派からすれば、禁止によって得られる利益よりも、表現の自由が浸食される不利益の方が、

てんびん
天秤にかけると重い。

なぜなら、歴史の否定を法で禁止することは、国が「公的な歴史」というものを設定することを意味するからだ。それは、特定の過去の解釈に国が「お墨付き」を与えることでもある。それによって、都合の悪い事実には言及されなかったり、法を理由に政治的な反対派が排除されるかもしれない。つまり、政治的な意図から言論統制の手段として使われる可能性がある。さらに言うと、国が自ら虚偽の歴史を「正史」と位置付ける可能性すらある。

このため特定の人種・民族集団を対象とした暴力や暴言をヘイトスピーチやヘイトクライムとして禁止しても、歴史修正主義やホロコースト否定の規制を行わない国は多い。たとえばイギリスがそうである。アメリカにも歴史修正主義に対する法規制は存在しない。一般的に、英米法の流れに属する国は、表現の自由を重視するため規制には消極的である。このため、北米やオーストラリアが歴史修正主義の温床となってきたのも事実だ。

これに対して大陸系のヨーロッパ諸国は、歴史修正主義を規制している国が多い。これらの規制国は、ほぼすべてがナチ犯罪の直接的・間接的な当事者であった。加害国であるドイツやオーストリアが否定を禁じるのは、自分が犯した殺人の事実をなかったと言い張るのが許されない以上、当然である。ポーランドやチェコなどのナチズムの犠牲国が否定を禁じるのも、逆の意味で当然だろう。またフランスは、ドイツの支配下に置かれたが、ヴィシーの傀儡政権の下では対独協力がなされたために、内省の意味を込めて否定を禁止しているのだろう。

ここで特定の歴史の否定を禁止することによりもたらされる、社会的な利益について考えてみよう。

否定禁止法の目的が、歴史の当事者を傷つける言説を規制することで、彼らの尊厳や名誉を守ることだけであるならば、時限法（有効期間が定められた法）にすればよい。当事者は遅かれ早かれこの世を去っていく。彼らが存命する間だけ保護すればよいからだ。ところが現状では、時限法で歴史の否定禁止を行う国はない。

憲法や刑法に否定禁止を書き込むと、これは当事者がいなくなっても存続する。ドイツなど複数の国が刑法で歴史の否定の禁止を定めている。

ここからは、否定禁止法はまず歴史の当事者の保護を目的としているが、それに限定されず社会一般に対する利益も目的としていることがわかる。その利益とは、人種偏見を助長し憎悪を煽る言説を処罰することで、社会の平穏を守ることだ。平穏な社

会の維持は公益である。

さらに、歴史認識に基づいた社会のアイデンティティの維持も、否定禁止法の一つの目的だろう。

国家や社会、民族集団のアイデンティティに関わる記憶を、「集合的記憶」(collective memory)と呼ぶ。それぞれの社会は、過去の出来事について特定の事例を選び出し、これらを解釈し、意味を与え、次世代へと継承すべきものとして位置付けている。

たとえば、悲惨な過去を持つ社会は、歴史を「教訓」として、そのようなことが二度と起こらないように、次世代へと記憶を継承する。戦争により領土を失い、従属を強いられた国は、国家や民族に対して行われた不正を記憶し続けることで、国民のアイデンティティを強化する。

社会のさまざまな制度は、歴史解釈の上にできあがっている。特定の日を記念日として式典を催したり、メモリアルを建設したり、教科書で詳しく扱ったりして、記憶を維持・再生産する仕組みを作る。こうして国民は過去を共有していると「想像」できるようになる。国はこうした集合的記憶を基礎に政策決定を行い、外交の基本姿勢としている。

つまり、特定の歴史の否定禁止は、社会が拠って立つ価値観や、これに基づく制度を守るためでもある。歴史修正主義は、過去に関する社会の合意を切り崩すため危険なのだ。このため一部の国は、法によって集合的記憶の保護をしようとしているのである。

この実例を、歴史修正主義に対して最も厳しい姿勢で臨む国、ドイツに見てみよう。

ドイツ刑法の130条は、「民衆煽動罪」の規定である。

特定の民族・宗教集団に対する憎悪を煽り、暴力を誘発するような行為を禁じるいわゆるヘイトクライム、ヘイトスピーチの規制法だ。130条の第3項はのちに見るいわゆる「ホロコースト否定禁止法」にあたる。

まず、民衆煽動罪が生まれた背景について説明しよう。

民衆煽動罪が設けられたのは、1960年と比較的早い。第2章で見たように、1950年代のドイツでは、ナチズムの復活を目論む勢力が現実の政治的脅威となっていた。ネオナチ団体などは当局により監視されていたが、憎悪に基づく攻撃はむしろ日常レベルで起きていた。強制収容所で生き残ったユダヤ人らを「皆殺されればよかった」などと罵倒・中傷する事件は少なくなかった。被害者側は、侮辱罪などを根拠に、自

ら相手を告訴して救済を求めねばならない状況にあった。

被害者が自分で被害を届けて告訴しなければならない犯罪を「親告罪」という。たとえば誰かが「ユダヤ人に死を」と落書きした場合、落書き犯を処罰するためには、この落書きにより実際に傷つけられた人による告訴が必要だ。当然、告訴するには労力も精神力もいる。また落書きの悪意が「自分に」向けられ、「自分が」傷ついたと証明するのは簡単ではない。なぜなら中傷は必ずしも特定の個人に向けられるとは限らず、多くの場合、集団全体に向けられる。こうしたことから、被害者は泣き寝入りするケースが少なくなかった。

民衆煽動罪導入の直接のきっかけは、1959年末から翌年にかけての反ユダヤ主義的な事件の頻発にある。クリスマスにケルンのシナゴーク（ユダヤ教徒の礼拝所）にナチの鉤十字が落書きされると、ユダヤ人施設や墓地が荒らされる事件がドイツ全土で起こり、数ヵ月で700件近く同様の事件が報告される。これらの事件は、ドイツが過去を克服していないことを露呈させた。

ドイツは国家として、ナチズムの犠牲者に対するヘイト行為に厳しく臨む姿勢を早急に示す必要があった。そして、1960年5月に民衆煽動罪が制定される。同法によって民族や宗教を理由として、暴力を誘発し、人間の尊厳を傷つけ、公共の平穏を乱すようなヘイト行為が禁止された。

ただし、特定の集団に属す人々への憎悪や暴力を煽る言動をヘイトスピーチとして禁止することと、集団に関係する歴史の否定を禁止することは性格が異なる。このため「ホロコーストはなかった」「アウシュヴィッツのガス室は捏造である」といった言説を民衆煽動罪で処罰することはかなりハードルが高かった。民衆煽動罪が適用されるのは、言説が人間の尊厳を損なわせ、憎悪をかき立て、結果として社会の平穏が乱される事例に限られたからだ。ホロコーストの否定が実際にそうした結果をもたらすか判断は難しい。

さらに、歴史の否定が拡散するスピードの方が、悪意のある言説を刑事処罰で封じ込めるスピードよりも速い問題もあった。メディアを通して否定言説が社会に拡散されると、拡大を止めることは難しい。この危惧は、第3章で見たように、1980年代後半よりアメリカやカナダからドイツにホロコースト否定論が「輸入」され、ネオナチが国内で否定論を拡散させ、現実のものとなっていく。

民衆煽動罪では歴史修正主義に迅速に対応できないことが明らかになっていくなか、ホロコーストの否定という行為自体を禁止、つまり歴史修正主義的な言説自体を違法

化する方向に進む。そうすれば検察は社会の平穏が乱された、人間の尊厳が傷つけられたといった立証の必要がなくなり、ホロコーストが否定されたという事実だけで有罪にできる。

こうした理解に基づき、1994 年、民衆煽動罪に以下の第 3 項が付け加えられた。

「公共の平穏を乱すのに適した態様で、公然と又は集会で、〔中略〕ナチ支配下で行われた行為を是認し、その存在を否定し又は矮小化する者は、5 年以下の自由刑〔禁固刑〕又は罰金に処される」（刑法 130 条第 3 項）

つまり、公の場でホロコーストの事実を全面的もしくは部分的に否定したり、史実を意図的に矮小化したりすると犯罪が成立する。ただし、ホロコーストの歴史事実を「疑う」だけでは、十分に民衆煽動罪第 3 項の要件を満たさない。繰り返すが、民衆煽動罪は社会の平穏を乱すような場合にのみ適用される。したがって、家族や親しい友人のような閉じられた関係性のなかでそうした発言をしても罰されない。逆に、学校の教員が生徒に公然と「ガス室はなかった」「ホロコーストはユダヤ人がドイツから補償金を搾り取るための捏造」などと話した場合には処罰される。実際に、民衆煽動罪が適用された事例には、少なからず教員がいる。

ホロコーストの否定が犯罪と規定されるのであれば、当然のことながら何が歴史的な「事実」か、明確である必要がある。しかし裁判所が、歴史的事実と認定できるものと、そうでないものとを逐一区別するとなると、裁判は遅々として進まない。たとえば、「アウシュヴィッツで死んだユダヤ人はいない」と主張する者を処罰するために、ガス室の建設や稼働の時期、その方法まで歴史的に証明するとなると、膨大な時間を要するだろう。それはカナダのツンデル裁判や、部分的にはイギリスのアーヴィング裁判でも起こった事態だ。

このため 130 条第 3 項の運用では、ホロコーストは疑う余地なき「歴史的事実」と位置付けている。いわば「公知の事実」である。そのために、実際に起こったかについては証明する必要がある。ツンデル裁判では、裁判所がホロコーストを「顕著な事実」とは認めなかったために、歴史家ヒルバークと歴史修正主義者が同じ土俵で応酬する羽目になったことはすでに述べたが、こうした事態はドイツでは起きることはない。

では被告が、自分は歴史の一つの解釈を示しているに過ぎず、これを処罰するのは表現の自由の侵害であると主張したらどうだろうか。ドイツの憲法である基本法は、その第 5 条で表現の自由を謳っている。何人も、意見を自由に発表する権利を有し、

学問、研究、教授は自由であるとしている。

この点については、ドイツ憲法裁判所による 1994 年の判決がある。そこでは、ホロコースト否定論は「虚言」であるゆえ、表現の自由の保障は認められないと判断している。つまり、嘘はそもそも「意見」ではなく、表現の自由の保障の対象にならないというのだ。虚言が「自由な言論」などと看板を掲げることを認めないのである。

このように、ドイツは 1994 年よりすでに四半世紀、ホロコースト否定に対する法規制の実績を積み重ねてきた。130 条第 3 項に基づく有罪判決は、導入後の 10 年間で計 158 件だったが、ドイツ連邦統計局の直近のデータでは 2019 年の有罪判決は 114 件である。ここ数年、ホロコースト否定による有罪判決数は年間 150 件前後を推移してきた。この数は少なくないように見えるが、130 条第 1 項による有罪判決数はさらに多く、578 件にのぼる。

130 条第 3 項による処罰件数は、ホロコーストの否定に対するドイツの姿勢を表し、これは戦後ドイツの国家理念の根幹と関わる。

ドイツの憲法である基本法の第 1 条は、次のように記している。「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、および保護することは、すべての国家権力の義務である」

戦後ドイツは「闘う民主主義」(streitbare/wehrhafte Demokratie)を標榜してきた。基本法が掲げる民主主義的な基本秩序を脅かすものに対して、積極的に闘うことを自らに課してきた。歴史修正主義やホロコースト否定論の規制は、そのような文脈で理解できる。

基本法のなかで表現の自由を定めるのは、先述したように第 5 条である。ドイツの憲法が人間の尊厳を表現の自由より先に置いているのは、その優先度を示していると言えるだろう。人の尊厳が守られない場合、表現の自由を制限することもやむなしと考えるとも言える。ちなみに、アメリカ合衆国憲法では表現の自由は修正第 1 条で定められ、これも同様に国の理念を表しているだろう。

もちろん、人間の尊厳を守るためとはいえ、むやみに表現の自由を制限するべきではない。表現の自由の制限が逆に人間の尊厳を傷つけることもある。十分に根拠のある、バランスの取れた法の運用が必要となる。戦後ドイツは、二つの間の適切なバランスを求めて試行錯誤を繰り返してきた。

実際に政府は、相当な労力を費やしてホロコースト否定論に対応してきた。そうした書物を「青少年有害図書連邦審査会」が有害図書に指定して、宣伝や販売方法など

を制限する。ここでホロコースト否定論は、ポルノなどと同様に、青少年に対し明白に害がある情報と位置付けられてきた。

警察の役割も大きい。警察はヒトラーやナチズムを礼賛する行為にアンテナを張り、雑誌やパンフレット、政治集会での発言など、広範囲に目を光らせている。現在ではホロコースト否定論は印刷メディアからインターネットに場所を移しているため、ツイッターを始め SNS などネット空間でも継続的に監視を行う必要がある。これにはかなりの人的な体制が必要だ。

ドイツでは、フェイスブックやツイッターなどの SNS に人種差別的な投稿があった場合、運営企業側に 24 時間内の削除を義務付けている。これに違反すると巨額の罰金を科される。ホロコースト否定論もこの範疇に入る。

しかし、第 3 章や第 5 章で見たように、歴史修正主義者やホロコースト否定論者の多くは確信犯である。彼らの発言を防ぐことは難しい。発言があるたびに起訴するしかない。それでも起訴の繰り返しは、それなりの効果がある。最初は罰金刑であっても、繰り返せば実刑となるため、彼らの行動に制限がかかるからだ。

収監を逃れるためにドイツから逃亡したホロコースト否定論者は少なくない。たとえば第 2 章で触れたネオナチの古株、オットー・エルンスト・レーマーは有罪判決を何度か受けていたが、晩年の 1994 年に当時はまだホロコースト否定論に対する規制がなかったスペインに逃れた。

第 3 章で触れたが、『アウシュヴィッツの嘘』という冊子で知られた元親衛隊員 ティーズ・クリストファーゼンも、有罪判決を何度も受け、1981 年に国外へ逃亡した。1986 年にデンマークに落ち着くものの、国籍は取得できなかった。市民からの強い抗議を受け、デンマークにもいられなくなり、1995 年に同国を去り、イギリスやベルギー、スイス、スペインなどを転々としたのち、最終的にドイツに戻って禁固刑を受けている。

アウシュヴィッツのガス室での大量殺害は物理的にも不可能であったとの「鑑定書」を作成した、元マックス・プランク研究所の科学者ゲルマー・ルードルフ (1964-) は、1994 年にドイツで 14 ヶ月の禁固刑の判決を受け、国外へ逃亡した。ホロコースト否定論が罪にならないアメリカで政治亡命を申請したが却下され、ドイツは彼の逮捕令状を出した。2005 年、ルードルフはアメリカからドイツに強制送還され収監された。

エルンスト・ツンデルのドイツでの裁判ほど、ホロコースト否定に対するドイツの

姿勢を国内外に示したのもなかっただろう。ツンデルは1980年代末の裁判で世界的に知られるようになったが、カナダでもアメリカでも帰化できず、ドイツ国籍のままであった。帰化が認められなかったのは、治安上の懸念とされた。

ドイツ政府はツンデルが送り返されるのを嫌い、長らくパスポートを発行しなかった。帰国すれば、ツンデルを民衆煽動罪で裁かざるを得なくなるからである。1960年代初頭のアイヒマン裁判の頃から、ドイツは海外に逃亡したナチ犯がドイツに強制送還される事態を極力避けようとしてきた。ドイツはナチの巣窟といったイメージが付くためである。

しかし2003年に、ドイツはツンデルを国際指名手配し、05年にカナダから強制送還されてくる。こうしてツンデルは、人生の終わりに母国ドイツの法廷で、ホロコースト否定により裁かれることとなった。

メディアの高い関心を集めた裁判でツンデルを弁護したのは、シルヴィア・シュトルツ（1963 - ）だった。シュトルツは自身もホロコースト否定論者として知られる弁護士で、それまでも先述した科学者ゲルマー・ルードルフなどの裁判で法廷に立ってきた。ツンデルの裁判でも、弁護人であるシュトルツは法廷内でナチズムを礼賛し、歴史を否定する発言を繰り返す。その結果、シュトルツは法廷侮辱罪に問われ、弁護人の職を解かれる異例の展開となった。

2007年にツンデルに判決が下され、民衆煽動罪としては最長の5年の自由刑が下っている。ツンデルは結局、高齢のため2010年に釈放され、バーデン・ヴュルテンベルク州の生まれ故郷でひそかに余生を送り、17年に現地で没した。

一方、弁護人シュトルツは解職後、ツンデル裁判での発言により民衆煽動罪で逮捕・起訴され、3年3ヵ月の禁固刑を受けている。弁護士資格も停止され、不服を申し立てて法廷闘争を繰り返している。

悪質な歴史修正主義者やホロコースト否定論者に対するこうした裁判は、ドイツ内外に対する強いメッセージとなっていると思われる。ホロコーストの歴史事実を否定する行為は民主主義に対する攻撃であること、それを行う者はドイツには居場所はないことが示され、社会規範の強化につながっている。

歴史の否定を理由とする逮捕・起訴は、ドイツ国籍者だけでなく、外国人に対しても行われている。たとえば、ツンデル裁判で「ロイヒター報告」を提出したアメリカ人、フレッド・ロイヒターは、1993年にドイツ訪問中に逮捕されている。どのような経緯だったのだろうか。

報告書で一躍有名となり、ドイツで極右団体から声がかかることも多かったロイヒターは、ドイツ滞在中にケルンのテレビ局でトークショーに生出演し、アウシュヴィッツでの彼の「調査」について語ることになっていた。

だが、オンエア直前、ロイヒターはスタジオに踏み込んできた警察に逮捕される。ロイヒターが2年前の1991年に、ミュンヘンで極右政党のドイツ国民民主党の集会で講演したとき、ホロコーストを否定して「民衆煽動」を行ったことが理由だった。ただし、この時点ではまだ民衆煽動罪第3項のホロコースト否定の禁止は設けられていない。

ロイヒターの罪状は以前の違反とされたが、実際にはテレビで不特定多数に「見解」を広めることを阻止する意図もあったと思われる。テレビ出演後の逮捕も可能だったからだ。ロイヒターは拘留後、保釈金を支払って釈放され、ただちに出国した。この逮捕劇はホロコーストを否定する人間に対するドイツの姿勢を如実に示している。

ホロコーストの否定を禁止する法の存在は、否定が行われた場合に事後的に処罰するだけでなく、犯罪に対する予防措置を取る根拠となる。たとえば、極右団体がデモ行進の許可を求めた場合、ホロコーストの否定が行われる十分に差し迫った危険があるとして、行政命令で集会を禁止することができる。実際にドイツ国民民主党は、こうした理由で頻繁に裁判所から集会の開催を禁止されてきた。

これに対して、1990年代半ばにドイツ国民民主党は、集会の自由が否定されたとして欧州人権裁判所（1950年の「欧州人権条約」に基づいて設立された機関。国家による人権侵害が行われた場合に申し立てることができる）に訴えようとした。だが訴え自体が受理されず門前払いになっている。公共の場でのホロコースト否定を防止することによって得られる利益は、ドイツ国民民主党が集会を開く自由に勝ると判断されたのである。

さらにホロコースト否定を「予防」する観点から、2005年に民衆煽動罪である刑法130条に、新たに第4項が設けられた。これは集会のような公の場で、ナチ支配を賛美したり、正当化したりすることを禁じるものである。2005年はベルリンのホロコースト記念碑が完成した年でもあるが、条項はそれに合わせるかのように設けられた。ホロコースト記念碑の真横で極右がデモ行進を行って、ホロコーストを否定するような事態を防ぐ目的があったと言われている。

ドイツでは刑法130条第3項の存在が、ホロコースト否定論者の活動の大きな制約となっていることは間違いない。ロイヒターのように、ドイツ人でなくても逮捕される可能性があるため、ホロコースト否定論者はドイツ訪問を躊躇するようになってい

る。結果として、ドイツは歴史修正主義やホロコースト否定論の温床であるといった印象を回避できる。

また、同様の刑事規制がヨーロッパ各国に存在するため、ホロコースト否定論者はヨーロッパ内で自由に移動することができない。前章で見たデイヴィッド・アーヴィングが2005年にオーストリアで逮捕され、1年以上収監されたことはすでに述べた。

ただし特定の歴史の否定禁止は、規制に対する社会の合意がなければ機能しない。表現の自由を一部制限しても、悪意ある歴史の歪曲を禁じるべきだと国民が考えている必要がある。規制を支えているのは、実は国民の歴史観や政治規範である。その際の前提は、国の過去について十分な議論が行われ、歴史を探究する自由が保障されていることだ。

また特定の歴史言説を禁止する権力の側も、思想統制にならないように抑制的に規制を行う必要がある。これに乗じて政治的に対立する勢力の発言を封じ込めようとしたり、国家権力の乱用につながったりすると思想犯をつくることになる。

つまり、歴史修正主義の規制の前提は、民主主義が十分に機能していることだろう。

フランスも、ドイツ同様に歴史修正主義を法によって規制している。現在フランスには、「記憶の法」(loi mémorielle)と呼ばれる、歴史に関する法律が四つある。

最初に成立したのは1990年の「ゲソ法」である。法案を提出した共産党の政治家ジャン＝クロード・ゲソの名にちなむ。ゲソ法は1945年のニュルンベルク裁判で定義された「人道に対する罪」の否定を禁止する。

次に2001年1月、アルメニア人の虐殺の事実を公式に認める法律だ。「フランスは1915年のアルメニア人ジェノサイドを公式に認める」という一文だけから成る。処罰規定はなく「アルメニア人の虐殺はなかった」と発言しても罰せられるわけではない。

さらに、2001年5月、奴隷制と奴隷貿易を「人道に対する罪」と位置付けた「トビラ法」が公布される。フランス領ギアナ出身の政治家クリスティアーヌ・トビラが法の制定に中心的な役割を果たしたため、そう呼ばれている。

最後に、2005年に公布された「引揚者法」である。フランスはかつて北アフリカなどに植民地を持っていた。フランス本土に引揚げてきた人々の功績や労苦を認知する趣旨の法だが、同法第4条2項が、フランスの植民地支配の負の遺産だけでなく、肯定的な側面も学校で教えることを求めたため、「公的な歴史」の押し付けとして、歴史家や旧植民地出身者から大きな反発を受けた。結局、この部分は削除されている。

フランスは複数の「記憶の法」を持つという点で、他のヨーロッパ諸国と比べても際だっている。これはフランスという国の成立背景と、理念に関わっているからだろう。

フランス革命により共和政を打ち立てたこの国は、人種・民族・宗教などの違いを不問に付して、「フランス人」としての国民形成を図ってきた。「日々の国民投票」(エルネスト・ルナン)により国家の理念に賛同し、国民であることを肯定して、政治に積極的に参加する人を「フランス国民」と位置付けてきた歴史がある。

政治体制への国民の賛同は、国家の正統性の最大の拠り所だ。第二次世界大戦後のフランスは、戦争による難民、旧植民地からの引揚者、イスラム教徒の移民など、背景の異なる集団を取り込んできた。それゆえ、フランス人としてのアイデンティティを可能とする歴史認識の育成が重要視されてきた。歴史の解釈はどのような過去が共有されるべきかを示す場であり、「公的な過去」は国家の正統性を担保すると言える。つまり、歴史が国民統合の場と位置付けられてきたのだ。

では、フランスのホロコースト否定禁止法と言われるゲソ法を見てみよう。

ドイツが民衆煽動罪に第3項を新設してホロコースト否定論を犯罪化したのは、先述したように1994年であり、フランスの否定禁止法の成立の方が4年早い。フランスの法規制は、ホロコースト否定論は人種主義と反ユダヤ主義の一形態であり、これらは他者への攻撃に過ぎないという理解に立つ。

ただしフランスの規制は、ニュルンベルク裁判と関連付けられている。ゲソ法は、1945年のニュルンベルク憲章に定義された「人道に対する罪」の存在に異議を唱える者を処罰する。これに対し、ドイツの民衆煽動罪によるホロコースト否定論の禁止は、ニュルンベルク裁判とは関連性がない。これは、戦勝国による戦争犯罪人への裁きを、敗戦国ドイツが法的に承認していないからだ。

では、具体的にゲソ法は何を定めているのか。

ゲソ法とは、「出版の自由に関する法」(1881年)の24条の2のことである。具体的には、ニュルンベルク憲章の「第6条により定義され、同規定第9条により有罪とされた組織の構成員またはフランスもしくは国際的な裁判所によって有罪とされた者によって侵された人道に対する罪の存在に異議を唱えた者」に対し、5年以下の懲役刑と45,000ユーロの罰金刑を定めている。

ニュルンベルク憲章で定義された「人道に対する罪」とは、非戦闘員の一般市民に対して行われた虐殺や奴隷化などの非人道的行為や、政治的・人種的・宗教的な理由

による迫害を指す。第9条の「有罪とされた組織」とは、親衛隊やゲシュタポ、これらを統括する国家保安本部などが該当する。ゲソ法はこれらの組織による犯罪の否定を禁止している。つまりはホロコーストである。なお、1944年6月に武装親衛隊がオラドゥール・シュル・グラヌ村の住民を虐殺したように、フランス国内で民間人が大量虐殺された事例はあるが、これらは人道に対する罪ではなく、戦争犯罪として扱われている。

興味深いことに、ゲソ法は「否定」(nier)という言葉を使わず、否定するより広く「異議を唱える」(contester)ことを処罰対象としている。人道に対する罪の事例を否定するまでもなく、歪曲、矮小化、部分的な否認なども処罰対象となる。

実は、ゲソ法の成立までは紆余曲折があった。法案は上院で三度否決され、四度目によりやうく通過して、1990年7月13日に成立した。

反対が強かった理由は主に二つある。一つは国家にとって好ましくない意見の表明を禁じることでいわゆる「思想犯」を生むと考えられたことである。もう一つは国家が「公的な事実」を認定することになるからである。多くの歴史家が反対し、アウシュヴィッツの生還者でもある政治家シモーヌ・ヴェイユも反対していた。

各方面からの懸念の声が上がったにもかかわらず、ゲソ法が成立したのはなぜだろうか。

実は、ゲソ法の導入はヴィシー政権への評価と関係している。先述したように、第二次世界大戦で1940年6月にフランスはドイツに降伏し、ヴィシー政権が成立し、国家的な対独協力が行われた。しかし戦後フランスは、一部の対独協力者を除けば、国民一丸となってナチに抵抗したという国家的な物語、いわゆる「レジスタンスの神話」を掲げてきた。しかしこうした解釈は、1980年代に入る頃にはもはや維持できなくなっていた。フランス人によるホロコーストへの負担の歴史が掘り起こされつつあったからだ。

1964年にフランスは、ニュルンベルク裁判で確立した「人道に対する罪」を刑法に取り入れ、同罪の時効を廃止していた。

この「人道に対する罪」により国内で最初に裁かれたのが、「リヨンの虐殺者」と呼ばれたドイツ人親衛隊員クラウス・バルビー(1913-91)であった。リヨンのゲシュタポのトップとして、多くのユダヤ人やレジスタンス・メンバーを死に追いやり、なかでもレジスタンスの英雄であったジャン・ムーラン(1899-1943)を逮捕した人物として知られていた。バルビーは戦後南米に逃亡していたが、ボリビアからフラン

スへ引き渡され、1987年に終身刑が下された。

1990年代には同じリヨンでユダヤ人の銃殺に加わった対独協力者、ポール・トゥヴィエ（1915 - 96）に対する裁判が行われ、フランス人としては初めて「人道に対する罪」で終身刑となった。トゥヴィエを裁く唯一の根拠が、時効のない「人道に対する罪」であった。

このようにフランスは、1980年代になってようやく、ヴィシー政権による対独協力とホロコーストへの関与に真剣に向き合い始めた。これはフランスに新しい歴史認識をもたらし、最終的に大統領ジャック・シラクが、1995年にフランスのホロコーストへの関与を認める談話につながる。

こうした流れは、フォリソンら国内のホロコースト否定論者の活動に社会の関心を向けた。フランスがヨーロッパのホロコースト否定論の中心という、不名誉な事実と向き合う必要があった。また1990年5月には、南部のカルパントラという町で、ユダヤ人墓地で埋葬された遺体が掘り起こされるという衝撃的な事件も起こっていた。

1990年7月にゲソ法が成立した背景には、こうした自国史との対峙があったのである。フランスの場合、ホロコーストの矮小化やガス室の存在の否定のみならず、バルビーやトゥヴィエが犯した罪を否定することも、処罰の対象となる。

ゲソ法で最初に有罪となったのが、フォリソンである。第3章でみたように、フォリソンは1970年代よりホロコースト否定を繰り返し、訴えられることがあったが、ゲソ法施行後も同様の主張をして、1991年に有罪判決を受けた。フォリソンは10万フランの罰金を科されたのみならず、『ル・モンド』や『フィガロ』などのフランスの四大新聞に、裁判の判決文を自らの負担で掲載することが命じられた。

これに対しフォリソンは、1993年に自身の人権救済を求めて国連人権委員会に訴え出た。ゲソ法による有罪判決が、国際人権規約（自由権規約、1966年）の19条（2）に謳われる表現の自由を侵害するとしたのだ。しかし、国連人権委員会は1996年、フォリソンの訴えを退けた。

その理由を簡明に言うと、国際人権規約に謳われる「表現の自由」も全能ではないということだ。どのような表現も無制限に認められるわけではない。満席の劇場で、「火事だ!」と叫ぶことを表現の自由とは認めないのと同じである。表現が他者の権利を傷つけたり、国の安全や公の秩序を破壊するような場合、一定の制限を課すことができる。国連人権委員会は、ガス室の存在の否定は一般的にいう「意見の表明」ではなく、他者の権利や評判を傷つけ、反ユダヤ主義を煽るゆえに、制限されるとした

のである。

ドイツのケースでも見てきたが、歴史修正主義者やホロコースト否定論者が表現の自由を盾に、国家による検閲の犠牲者だと主張することは少なくない。国内で主張が認められないとき、より高次の国際機関に訴えることはよくある。

フランス人哲学者、ロジェ・ガロディ (1913 - 2012) のケースが、まさにこれに当たる。

ガロディは、ナチ支配下のフランスではレジスタンスに参加し、戦後はフランス共産党のイデオログであった。しかし 1968 年のプラハの春への評価をめぐって党中央と袂を分かち、晩年にはイスラム教に改宗し、半ば狂信的な反シオニズムとホロコースト否定論へとめり込んでいった。

ガロディは著書『イスラエル政治の建国神話』(*Les mythes fondateurs de la politique israélienne* 1995 年) で、ホロコーストの死者数は大幅に誇張されている、イスラエルは 600 万人という「神話」を政治利用しているなど、典型的な歴史修正主義を展開した。『偽イスラエル政治神話』という題で 1998 年に邦訳も出ているこの本には、自身の主張を裏付ける「証拠」はどこにもない。

ここでのガロディの論法は、「火のないところに煙は立たない」と繰り返すことに尽きる。「史実」とされるものに疑義が呈されるには、それなりの理由があるのではないかと問いかけ、婉曲に否定へと導くのである。

ガロディは、ゲソ法に基づき、1998 年に 6 ヶ月の懲役刑と 5 万フランの罰金の有罪判決を受けた。裁判所は、ガロディのように婉曲に、遠回しに人道に対する罪に異論を呈しても、犯罪が成立すると判断したのである。

この判断は踏み込んだものと言える。なぜなら、歴史修正主義やホロコースト否定論が、「実際は～は起こらなかった」といった、史実の単純な否定で表現されるとは限らないからだ。むしろ、「～ではないだろうか」「本当に～と言えるのか」など、根拠を示さないまま疑念を投げかける形で表明される。人々に疑念を抱かせ、認識を揺さぶる。

ガロディに対する有罪判決は、ホロコースト否定に限らず、他の歴史修正主義の事例への対応を考える際にも指標になるだろう。

こののちガロディは、自身の思想・良心の自由や、表現の自由が侵害されたとして、欧州人権裁判所に申し立てた。欧州人権条約の締約国で国家による人権侵害があり、国内ですべての法的手段を尽くしている場合に、欧州人権裁判所に提訴することがで

きる。

ガロディの訴えが欧州人権裁判所で受理されることはなかった。ガロディの本が明らかに歴史修正主義的で、その意図が欧州人権条約の基本的な理念である「正義と平和」に反すると見なしたためだ。さらに重要なことに、表現の自由を保障する欧州人権条約の10条は、ホロコーストのように疑いのない歴史事実を否定する場合には適用されないとした。

ホロコースト否定論が、表現の自由の保護の外にあるという点はきわめて重要だ。歴史を否定し、生存者や死者の名誉を傷つけることが欧州人権条約の精神に反するゆえ、歴史の否定の禁止に対して「自由な言論が封じられている」といった主張を行うこと自体が、すでに権利の濫用にあたると見なされる。近年の判例からは、ホロコースト否定論者が自分の主張を「表現の自由」で正当化することはもはや認められないと言ってよい。

しかし、歴史修正主義を法で規制することの限界もある。たとえば、第3章で触れた極右政党、国民戦線の党首であったジャン＝マリ・ルペンである。1980年代末にホロコーストは「歴史の細部」に過ぎないと口にし、最初は象徴的にも1フランの罰金を科せられた。しかし表現の自由の侵害だとして自ら控訴して敗訴し、今度は90万フランという高額を罰金として支払った。

だが、その後もルペンはホロコーストを矮小化する発言を繰り返した。そのたびにゲソ法に基づき有罪判決が下っている。それでも本人は一向に意に介することはなく、近年もこうした発言で巨額の罰金を命じられている。つまり、ルペンはかつていまでも、ホロコーストが人道に反する犯罪であったとは考えていない。

こうした人間の一種の「信念」に対して、歴史の否定禁止法はいかなる効果があるのか。法は、個人の歴史観を「矯正」することはできない。裁判所の命令で罰金が支払われることで、死者の尊厳が守られたとも言えない。規制の効果は、社会に対して規範を大きく外れる言動をすることへのメッセージの発信にとどまる。

法規制は歴史修正主義者やホロコースト否定論者を社会的に周縁化するには役立つ。だが、意図的に歴史を否定して論争を起こし、注目を浴びることを一種の戦略としている確信犯に対しては、抑止とならないのである。

出典：武井 彩佳『歴史修正主義ーヒトラー賛美、ホロコースト否定論から法規制まで』
中公新書, 2021年, pp.177-210

(出題にあたって、一部、原文(縦書き)・図を省略したり、年代・数字の表記を改めた箇所がある。)

設問Ⅰ ヨーロッパにおける歴史修正主義の法規制の保護法益を著者はどのように理解しているか。具体例をあげながら 500 字以内で説明しなさい。(100 点)

設問Ⅱ ドイツおよびフランスにおける「ホロコースト否定禁止法」の意義と機能についてそれぞれ説明したうえで、それぞれの法規制の限界について、著者の見解を踏まえつつ、自らの意見を 1500 字以内で論述しなさい。(200 点)